

小清水町障がい者計画

小清水町障がい福祉計画

第6期(令和3年度～令和5年度)

小清水町障がい児福祉計画

第2期(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

小 清 水 町

目 次

第1 計画の概要	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2 障がい者の現状	4
1 身体障がい者	4
2 知的障がい者	6
3 精神障がい者	8
第3 計画の推進	9
1 基本理念	9
2 計画推進の基本的視点	10
(1) 地域生活支援体制の充実	
(2) 自立と社会参加促進	
(3) とともに支え合うまちづくり	
3 計画の体系	11
4 基本方向及び施策の内容	12
(1) 生活支援の充実	12
(2) 保健・医療の充実	13
(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実	14
(4) 就労支援の推進	15
(5) 生活環境の整備	17
(6) 情報・コミュニケーション環境の整備	18
(7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実	18
(8) 権利擁護・理解の促進	19

第4	障がい福祉サービス等の数値目標	20
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 地域生活支援拠点等の整備	
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
	(5) 各事業からの一般就労移行者数	
	(6) 障がい者就労支援事業所等の整備	
	(7) 相談支援体制の充実と強化等	
	(8) 障がい児支援の提供体制の整備等	
第5	障がい福祉サービス等の必要な見込み量	24
	(1) 障がい福祉サービス	
	(2) 地域生活支援事業	
資	料	36

第1 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

小清水町では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、平成19年度から平成20年度までの2年間の計画期間とした「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画」の第1期計画を策定、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第5期計画では「小清水町障がい児福祉計画」（第1期）を一体的に策定し、計画の目標を達成するための各種施策の推進に取り組んできました。

この間、平成23年には「障害者基本法」の改正により、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現に寄与することが国民の責務であると示されたほか、平成28年には、公共機関における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、同年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」の改正により、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実と、同じく、「児童福祉法」の改正により、障がいのある子どもへの多様化するニーズにきめ細かく対応できるよう、障がい児支援の一層の充実が定められました。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域のあらゆる住民が「支えて」と「受け手」に分かれるのではなく、役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公共サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築し、すべての人々が「地域」・「暮らし」・「生きがい」をともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。

この地域社会における共生の実現に向けて、令和2年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のほか、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援などについて、法律への定義づけがなされました。

このように障がい福祉にかかる制度改正が進むなか、令和2年度末をもって現行の計画が終了することから、障害者総合支援法や児童福祉法の趣旨に基づき、国から示された基本指針を踏まえて、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援し、生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう、計画的な提供体制の整備や支援の方法等を明らかにすることを目的として、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画（第6期）、小清水町障がい児福祉計画（第2期）」を一体的に策定するものです。

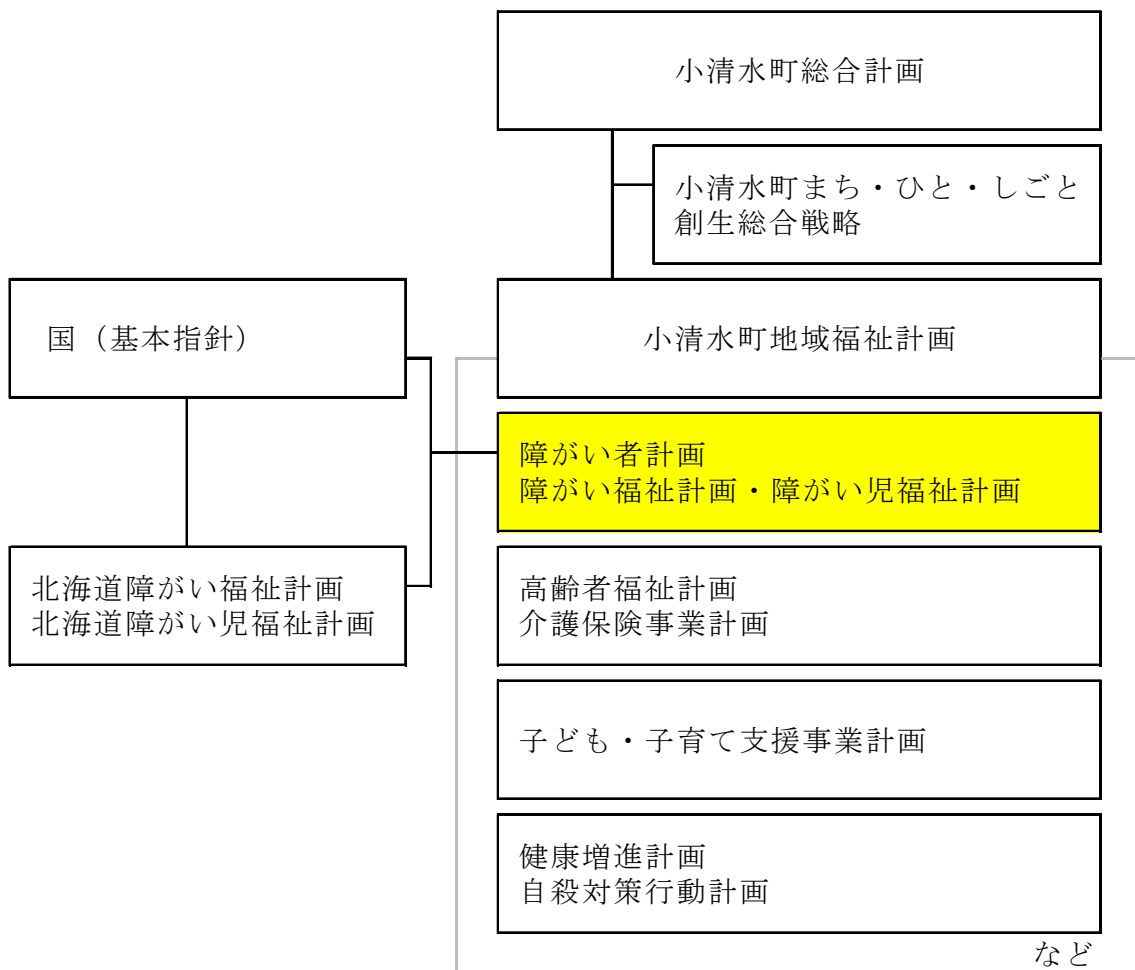
2 計画の位置付け

小清水町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。

小清水町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、主に、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制や見込み量などを定めます。

小清水町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、主に、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制や見込み量などを定めます。

策定に当たっては、国の「基本指針」や北海道が策定する「第6期北海道障がい福祉計画」を踏まえ、本町のまちづくりの基本指針である「小清水町総合計画」や社会福祉の基本計画である「小清水町地域福祉計画」などの上位計画との整合性を図るとともに、他の各分野別計画との調整を図りながら推進します。



3 計画の期間

この計画は、平成30年から令和2年度までを計画期間とした第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の見直しを行い、令和5年度を目標に定め、計画期間を令和3年度から令和5年度までの計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
第5次総合計画		第6次 総合計画								
			第1期 地域福祉計画				第2期 地域福祉計画			
第5期 障がい者計画		第6期 障がい者計画		第7期 障がい者計画			第8期 障がい者計画			
第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画			第8期 障がい福祉計画			
第1期 障がい児福祉計画		第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画			第4期 障がい児福祉計画			
【国】 第4次障害者基本計画				【国】 第5次障害者基本計画						
【道】 第5期障がい福祉計画		【道】 第6期障がい福祉計画		【道】 第7期障がい福祉計画						

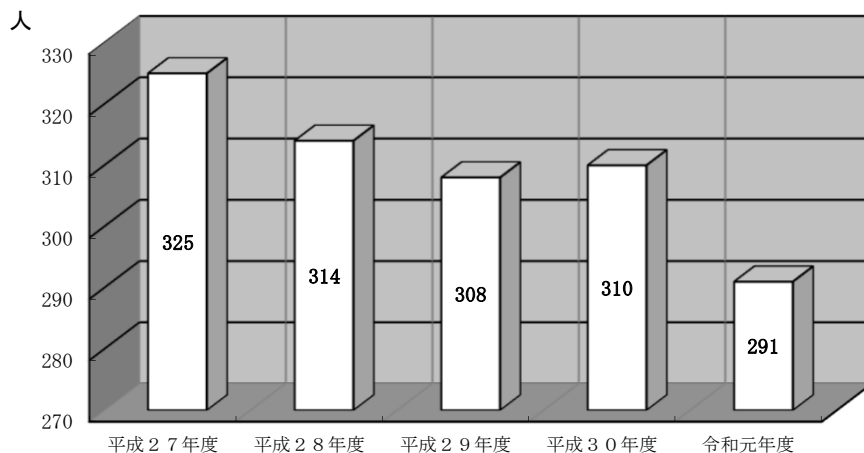
第2 障がい者の現状

本町における令和2年3月末現在の各障がい者数について、身体障がい者数は291人で、令和2年3月末人口4,732人に対する割合は6.2%、知的障がい者数は59人で、人口に対する割合は1.3%、精神障がい者数は74人で、人口に対する割合は1.5%となっています。本町における詳細な状況は以下のとおりです。

1 身体障がい者

身体障害者手帳の交付者数は、令和2年3月末現在で291人となっており、平成27年度から令和元年度までの5年間では、34人、10.5%減少しています。

図 2-1-1 身体障害者手帳交付者数の推移

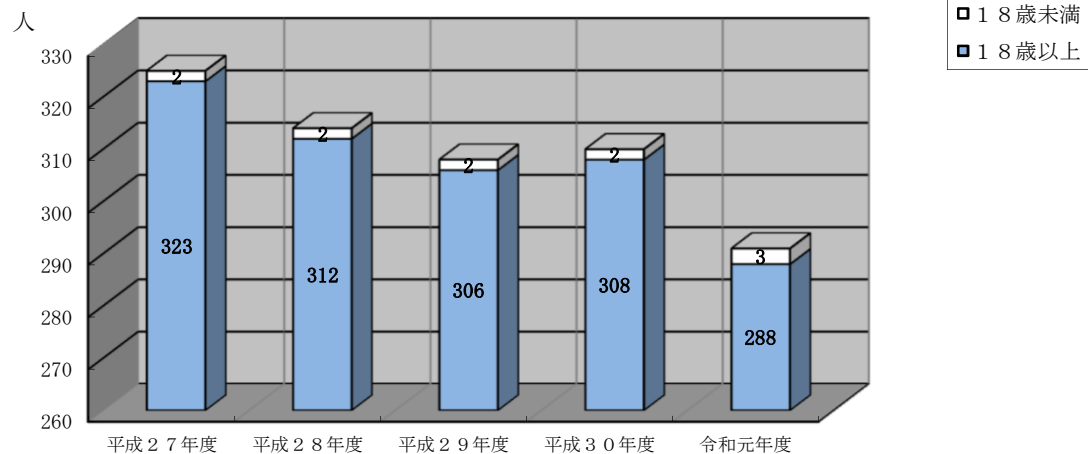


(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身障手帳交付者数	325	314	308	310	291

年齢階層別にみると、令和2年3月末では、18歳以上が全体の99.0%を占めています。また、平成27年度から令和元年度までの5年間では、18歳未満が1人、33.3%増加し、18歳以上が35人、10.8%減少しています。

図 2-1-2 身体障害者手帳交付者数（児・者別）の推移



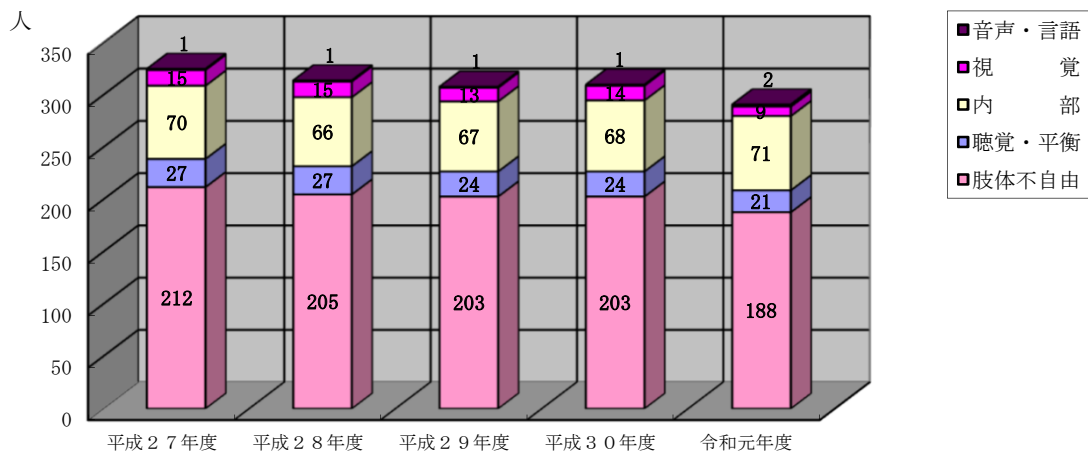
(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	2	2	2	2	3
18歳以上	323	312	306	308	288

障がい別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語障がいの順になっています。

平成27年度から令和元年度までの5年間では、すべての障がい区分においてほぼ減少しています。

図 2-1-3 身体障害者手帳交付者数（障がい別）の推移

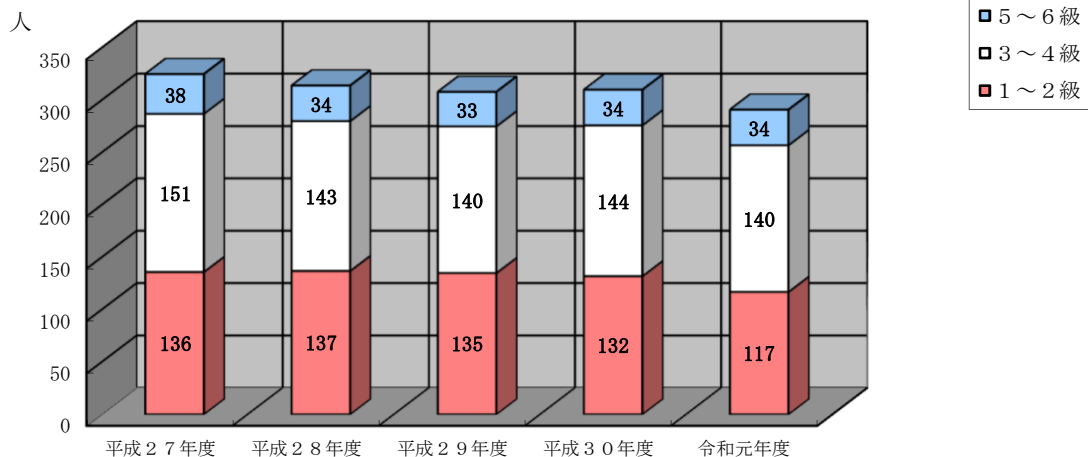


(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
肢体不自由	212	205	203	203	188
聴覚・平衡	27	27	24	24	21
内 部	70	66	67	68	71
視 覚	15	15	13	14	9
音声・言語	1	1	1	1	2

程度別では、平成27年度から令和元年度までの5年間では、1～2級の重度者は19人、14.0%、3～4級の中度者は11人、7.3%、5～6級の軽度者は4人、10.5%減少しています。

図 2-1-4 身体障害者手帳交付者数（程度別）の推移



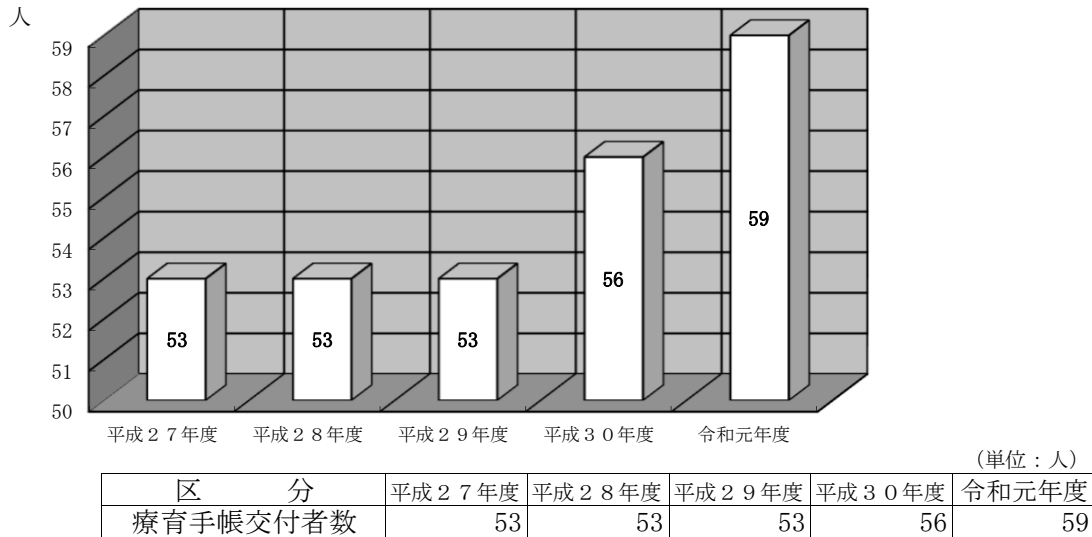
(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1～2級	136	137	135	132	117
3～4級	151	143	140	144	140
5～6級	38	34	33	34	34

2 知的障がい者

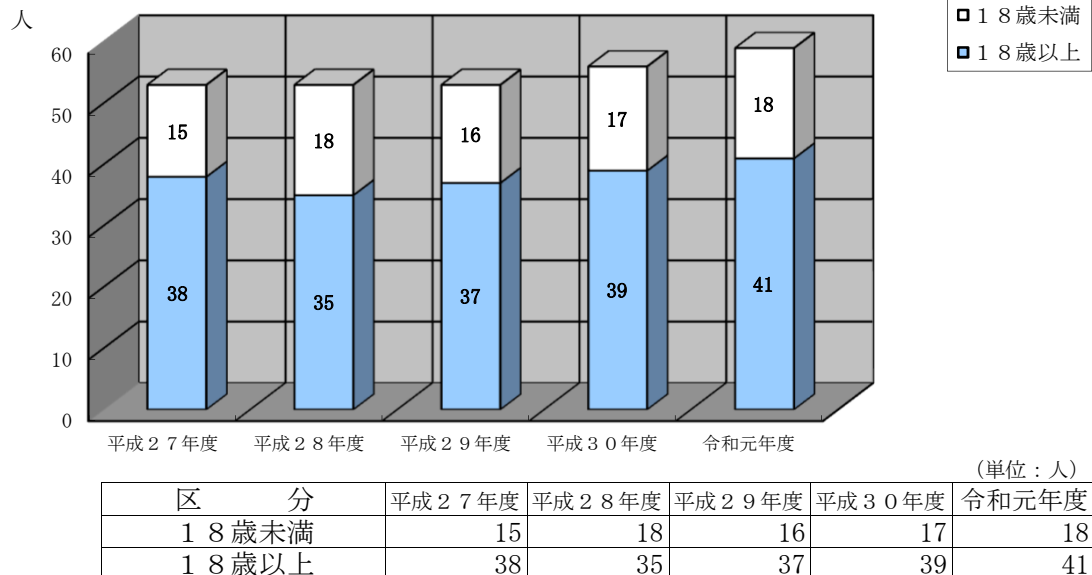
療育手帳の交付者数は、令和2年3月末現在で59人となっており、平成27年度から令和元年度までの5年間では、6人、11.3%増加しています。

図 2-2-1 療育手帳交付者数の推移



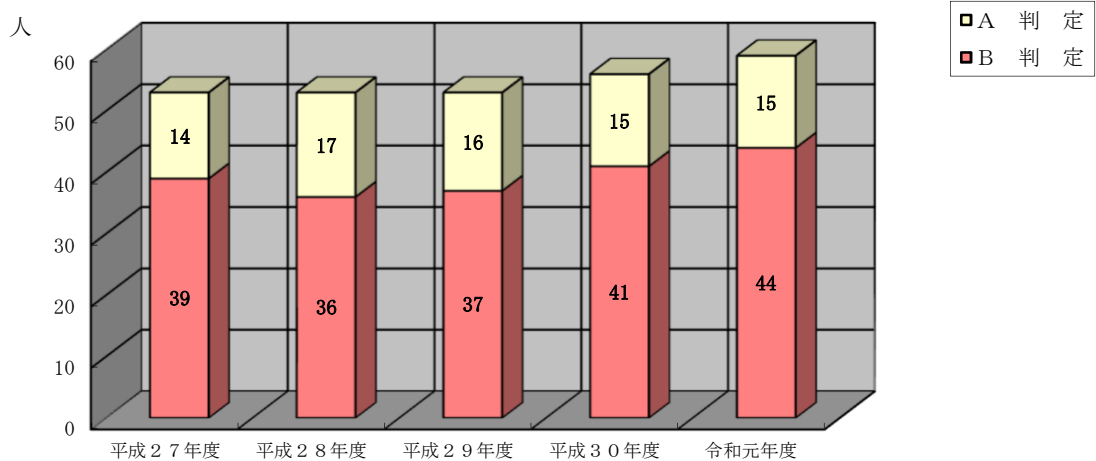
年齢階層別にみると、令和2年3月末では、18歳以上が全体の30.5%を占めています。また、平成27年度から令和元年度までの5年間では、18歳未満が3人、20%、18歳以上は3人、7.9%増加しています。

図 2-2-2 療育手帳交付者数（児・者別）の推移



程度別では、平成27年度から令和元年度までの5年間では、A判定は1人、7.1%の増加、B判定は5人、12.8%の増加となっており、令和2年3月末現在A判定が15人と、全体の25.4%を占めています。

図 2-2-3 療育手帳交付者数（程度別）の推移



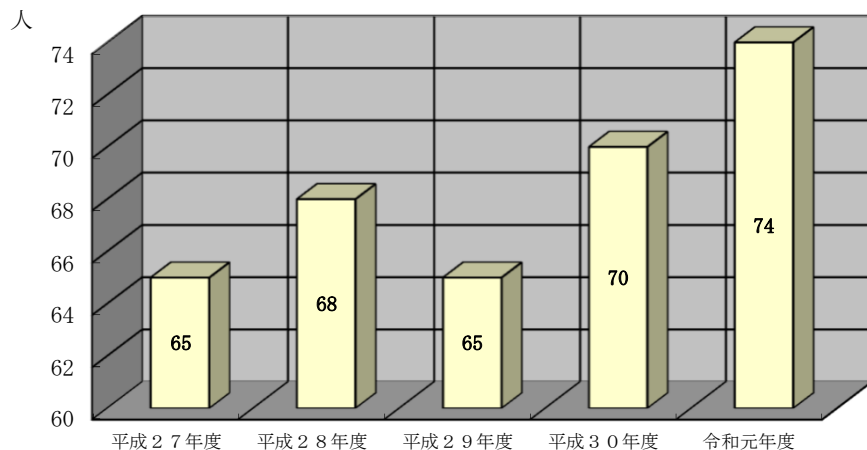
(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 判 定	14	17	16	15	15
B 判 定	39	36	37	41	44

3 精神障がい者

網走保健所で把握している精神障がい者数（自立支援医療受給者証交付者）は、令和2年3月末現在で74人となっており、平成27年度から令和元年度までの5年間では、9人、13.9%増加しています。

図 2-3-1 精神障がい者数の推移



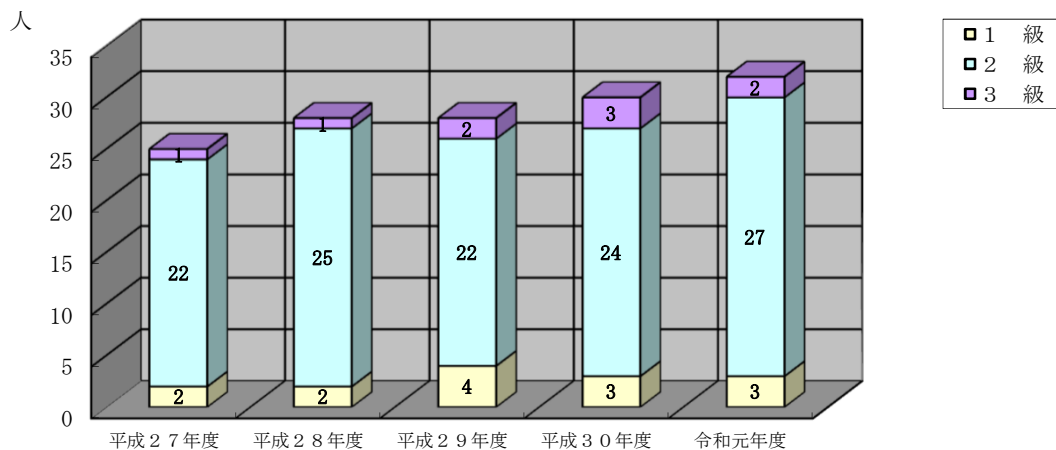
(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神障がい者数	65	68	65	70	74

また、精神保健福祉手帳の交付者数は、令和2年3月末現在で32人となっており、平成27年度から令和元年度までの5年間では、7人、28.0%増加しています。

精神保健福祉手帳交付者数は、自立支援医療受給者証交付者と重複しています。

図 2-3-2 精神保健福祉手帳交付者数の推移



(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	2	2	4	3	3
2 級	22	25	22	24	27
3 級	1	1	2	3	2

第3 計画の推進

1 基本理念

すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに支え合い、安全で安心して生活できる社会の構築が必要です。

また同時に、すべての児童が適切に養育されること、その生活を保障されること、心身の健やかな成長と発達、その自立が図られる権利を保障しなければなりません。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、すべての町民、行政、関係機関、サービス提供事業所などが連携し、高齢化の進行や親亡き後を見据え、障がいの有無に関わらず、「ともに支え合い、だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

計画の基本理念

ともに支え合い、だれもが安心して暮らせるまちづくり

2 計画推進の基本的視点

基本理念を具現化するために、次の3つの基本的な視点のもと、施策の展開を図ります。

(1) 地域生活支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自らの意思で生き方を選択・決定ことができ、安心して生活を送るためには、地域での生活を支える適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、生涯を通じて途切れなく継続的に支援ができるよう、相談支援体制や障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、近隣市町等との連携による取り組みを進めます。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、その適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことです。

そのため、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向けて、身近な地域での療育や教育の提供、経済的な自立を支える就労を地域全体で支える体制づくり、個々のニーズや意思に応じた相談支援と一体的に行う就労支援等を進めていきます。

(3) ともに支え合うまちづくり

障がいのある人が地域の一員としてより充実した社会生活を送るためには、社会参加の促進を進めると同時に、町民一人ひとりの障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

そのため、障がいや障がいのある人への理解促進の取り組み、差別の解消や虐待防止などの権利擁護を推進していくとともに、災害時の支援体制を平時から確認するなど、本町の地域特性を踏まえながら、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3 計画の体系

基本理念

基本的視点

基本方向及び施策内容

ともに支え合い、だれもが安心して暮らせるまちづくり

地域生活支援体制の
充実

- (1) 生活支援の充実
 - ①サービスの充実
 - ②相談支援体制の構築
 - ③障がい児支援の充実

自立と社会参加の
促進

- (2) 保健・医療の充実
 - ①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
 - ②保健サービスの充実
 - ③精神保健福祉施策の推進、難病支援施策の継続

- (3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実
 - ①教育環境・相談体制の整備
 - ②学校教育の充実
 - ③文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ④地域活動・ボランティア活動の支援

- (4) 就労支援の推進
 - ①就労の場の確保と雇用環境の整備
 - ②就労移行支援の推進

- (5) 生活環境の整備
 - ①住環境の整備
 - ②福祉のまちづくりの推進
 - ③移動支援の充実

ともに支え合う
まちづくり

- (6) 情報・コミュニケーション環境の整備
 - ①情報提供・相談体制の充実
 - ②コミュニケーション手段の確保

- (7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

- (8) 権利擁護・理解の促進
 - ①人権・権利擁護の推進
 - ②福祉教育の充実

4 基本方向及び施策内容

(1) 生活支援の充実

地域での生活を希望する障がいのある人が自己決定に基づきサービスなどを選択できるよう、意思決定支援を行うための相談体制や、サービスの充実が必要です。近隣市町を含め、身近な地域で生活を営むことができるよう、生活支援体制の整備に努めます。

①サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、それぞれのニーズに応じた自己決定に基づくサービスを選択できるよう、サービスの充実に努めます。

1) 自立支援のためのサービスの充実

- ・ 障害者総合支援法における居宅介護、就労支援や福祉サービス、各種助成制度などを利用し、自立した生活を送られるよう支援します。
- ・ 緊急通報システムや救急医療情報キット、認知症高齢者等のためのSOSネットワーク事業を利用することで、日常生活を安心して送ることができるよう支援します。
- ・ 障がいのある人の状況に応じた生活の場（グループホームなど）の調整を行います。

2) 日中活動の充実

- ・ 障害者総合支援法における生活介護・自立訓練などのサービスを活用し、日中活動を支援します。また、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの活用を図ります。

②相談支援体制の構築

障がいのある人が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築します。

1) 総合相談窓口の強化

- ・ 障がいのある人やその家族から寄せられる様々な相談などに総合的に対応するため、地域包括支援センターに設置されている総合窓口を活用し、関係機関やサービス提供事業所、相談機関等とのネットワーク化や、生活全般にわたるニーズと社会資源の活用調整を図るケアマネジメント機能を強化します。また、障がいのある子どもの健やかな育成を支援し、

障がいの疑いがある段階から就労まで身近な地域で寄り添いながら本人及び家族の不安解消に努められるような連携・相談支援体制を確保します。

2) 各種相談員の配置

- ・障害者相談員や民生児童委員など、障がいのある人の身近な相談者を配置するとともに、研修の機会を確保します。

3) 身近な圏域での相談支援体制の強化

- ・令和3年度より1市4町（網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町）による広域の基幹相談支援センターを設置し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態など、様々な相談に対応できる体制を強化します。また、居住支援機能がある地域生活支援拠点等を整備します。

③障がい児支援の充実

心身に障がいを抱える子どもに対し、療育・機能訓練等の支援を行う児童発達支援事業を提供するとともに、身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、斜里地域子ども通園センターの運営に関する支援を継続していきます。また、児童相談所等の専門家による巡回相談を活用し、早期療育につなげ、特性に応じた保育や教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長する地域づくりや包容（インクルージョン）を推進していきます。

(2) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・治療のため、出生から高齢期に至る健康保持・増進のための各種健康診査等を推進し、適切な医療の提供及び適切な保健サービスの充実に努めます。

①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

- ・各ライフステージに応じた各種健康診査、各種がん検診、健康教育、保健指導等を実施し、疾病の予防・早期発見の充実に努めます。
- ・新生児聴覚検査費助成、乳幼児健康診査、3歳児健康診査等を実施し、各種健診後の個別発達相談や家庭訪問等を通じて、必要に応じた相談や指導等を行います。

②保健サービスの充実

- ・地域で行われる保健事業及び介護予防事業等、生活習慣の改善やフレイル予防対策等を行います。

③精神保健福祉施策の推進、難病支援施策の継続

- ・自立支援医療や精神保健福祉手帳、特定疾患受給者証の手続き支援や、必要な制度の紹介等を行います。また、関係機関と連携を図り、治療や療養に関する相談支援を行います。

(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

すべての町民が住みなれた地域で支え合い、尊重し合い、ともに暮らしていくことができる社会を目指すには、障がいのある人とない人が交流を深め、互いに理解することが重要です。そのためには、講演会等の広報活動、教育の場、ボランティア活動等のあらゆる場において、障がいの理解促進や啓発を図るとともに、ノーマライゼーション理念の普及に努めることが大切です。

また、障がいのある人一人ひとりが地域の一員として社会参加を容易にできるための条件整備を図り、生きがいのある生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの状況に応じた文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション等への社会参加を促進します。

①教育環境・相談体制の整備

障がいのある子どもの発達レベル、障がいの特性や状態は多種多様であり、それぞれの特性に合わせた多様な療育・教育ニーズを持っており、できるだけ早期に適切な支援を行うことや、家族に対する支援が重要です。

また、身近な地域において、個々の特性に応じた教育を受けられるよう、教育環境の整備に努めるとともに、保健、医療、福祉及び教育等の関係分野が連携し、障がいの程度や種類、家庭の状況に応じた適切な療育・教育が確保されるよう努めます。

②学校教育の充実

「小清水町特別支援教育連携協議会」を活用し、保健、福祉、教育の関係機関が連携することで、障がいのある児童・生徒一人ひとりが障がいの特性・能力・発達レベル等に応じた適切な教育を受けられるよう、教育環境の充実に努めます。

1) 特別支援教育の充実

- ・学校に配置されている特別支援教育コーディネーターを中心とし、就学後も適切な教育が受けられ、児童・生徒の将来を見据えた支援が行われるよう努めます。

2) 就学・進路相談の整備

- ・障がいのある児童・生徒や保護者の意向及び障がいの状況等を踏まえ、適切な就学相談や進学相談・支援を行います。

3) 就労に向けての連携

- ・高等養護学校等の卒業見込み者の進路を把握し、在学中の職場実習等の段階から福祉サービスが利用できるよう学校と連携を図り、卒業後の就労に向けた支援を行います。また、関係機関との連携が必要な場合は、自立支援協議会におけるケース会議等を活用し、情報共有を行いながら支援を行います。

③文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションの実施、障がい者スポーツ大会への参加など、障がい者の文化芸術・スポーツ等の活動支援及び参加を促進します。

④地域活動・ボランティア活動の支援

すべての町民が住み慣れた地域で支え合い、ともに暮らしていくための社会的支援システムとして、地域活動・ボランティア活動を推進します。

1) 地域福祉活動の推進

- ・地域における福祉活動の中心である社会福祉協議会への支援・連携を強化し、民生児童委員、各種相談員、企業、自治会等の協力を得ながら、地域住民による相互の助け合い、交流の場づくりなどを行う小地域ネットワークづくりや地域福祉活動拠点の整備・充実に努めます。

2) ボランティアの育成、ボランティア活動の推進

- ・社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成研修を実施し、ボランティアの育成と発掘及び障がいのある人自らが参加する機会の充実を図るほか、ボランティアリーダーの育成に努めます。また、障がいがあってもなくても、お互いが「支える側」・「支えられる側」として実施する活動を推進していきます。

(4) 就労支援の推進

障がいのある人がその適正と能力に応じた職業につき、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことであり、生活する地域全体の理解や支援が必要です。また、障がいのある人の雇用・就労については「雇用対策法」、「職業安定法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等において、雇用の促進及び就労の安定を図るために必要な施策を推進するよう努めるとされています。

今後、町内企業等に対し、障がい者雇用の理解促進を図り、就労の場を拡大していくとともに、就労支援に携わる関係機関と連携しながら、就労支援体制を整備していきます。

①就労の場の確保と雇用環境の整備

障がいのある人の適正と能力に応じた職業・職種の選択ができるよう、障がい特性に合わせた雇用環境の整備と雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

また、地域や町内事業主に対し、障がいのある人の就労に関する取り組み事例等を情報提供し、障がいのある人の雇用や就労について理解を求めるとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度の周知を図り、障がいのある人の雇用に関する理解の促進を図ります。

1) 地域特性等を活かした就労機会の確保

- ・小清水町農業担い手育成プロジェクト協議会と協力し、農福連携事業への取り組みを推進します。また、地域に根差した就労の創出を検討し、多様な就労の機会を支援していきます。

2) 関係機関の連携による就労支援体制の整備

- ・教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、障がい特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など、一貫して行える就労支援体制の充実を図ります。

3) 障がい者等就労支援事業所との連携

- ・小清水町社会福祉協議会で開設した障がい者等就労支援事業所（エゾモモンガ）の就労における課題を共有し、就労を希望する人の支援及び事業所との連携体制を整備します。
- ・障がいのある人の一般就労における職場適応を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）及び障がい者就業・生活支援センターの活用を図ります。

4) 就労継続支援の推進

- ・就労継続支援事業所に通所するための交通費助成事業を行い、経済的負担を軽減します。

②就労移行支援の推進

障がいのある人の適正と能力に応じた職業を自ら選択し、自立した社会生活の実現が可能となるように、福祉的就労の場である就労移行支援等での本人の能力・スキルの向上や、職場への適応・定着に向けた支援を行います。また、就労移行支援事業所と連携を図り、障がい者の一般就労への移行も視野に入れ、企業の受入体制の確保に努めます。

1) 障がい者就業・生活支援センターとの連携

- ・障がいのある人に就業面と生活面における一体的な支援を行う障がい者就業・生活支援センターを中心に、企業、関係機関と職業準備訓練から職場定着までの就労に関する連携を図ります。

2) 就労支援及び一般就労への移行

- ・障がいの特性に応じた本人の能力・スキルの向上と企業の環境整備が必要なため、就労系サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所）と連携調整を行います。また、一般就労の可能性を引き出す取り組みとして、職場体験や実習が出来るよう、関係機関と連携しながら体制づくりを行います。

(5) 生活環境の整備

①住環境の整備

障がいのある人が日常の生活において不便さを感じることなく、安心して暮らしていくためには、住環境の整備が必要です。経済的理由など住宅改修が困難な場合に対応できるよう、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や、障がいの状況に応じた適切な住宅改修に関する相談体制の充実、施設入所者の地域生活への移行に必要な情報提供とサービス基盤の整備など、関係機関等と連携を取りながら快適な住環境の整備に努めます。

1) 町営住宅の整備

- ・段差の解消などをはじめとしたバリアフリーの視点を引き続き取り入れていき、障がいのある人の利用に配慮した住みやすい住宅の整備に努めます。

2) 住宅改修への支援

- ・障がいの状況に応じた適切な住宅改修が可能となるよう、相談体制の充実と制度についての周知を図り、住宅改修のための支援に努めます。

②福祉のまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての町民が、日常生活または社会生活における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会を有することができ、ともに支え合い、自立した生活を送ることができる地域社会づくりを推進します。

1) 社会参加への促進

- ・啓発や社会参加を目的とした各種行事などに、だれもが参加しやすくなるよう、移動手段や会場の設備などについて考慮して参加機会の増大を図るとともに、障がいのある人とない人とがふれあいを持てる場の確保に努めます。

2) 障がいのある人に配慮したまちづくり

- ・多くの人々が利用する公共的な建物や道路などの公共施設については、段差の解消や手摺りの取り付けなど、障がいのある人が安心して外出できるよう、利用に配慮した整備や改善に努めます。

③移動支援の充実

積極的な社会参加や生活上不可欠な移動のための手段を確保する観点から、地域生活支援事業や高齢者等移動支援事業の推進などにより、移動支援の充実に努め、社会参加の促進を図ります。

1) 移動支援事業の充実

・障害者総合支援法に基づく、移動支援事業の調整や福祉サービスにおける送迎サービスなどの手続きや調整を行います。

2) 利用者負担の軽減

・通院・通所交通費の助成や高齢者等タクシー利用給付事業などにより、外出にかかる利用者負担の軽減を図ります。

(6) 情報・コミュニケーション環境の整備

視覚や聴覚に障がいのある人が日常生活を送るうえで、様々な情報を得たり情報を利用することには、大きなハンディキャップがあります。

障がいのある人やその家族のだれもが、障がい福祉サービスの利用や支援についての適切な情報の入手や発信などが容易にできるよう、その支援に努めます。

①情報提供・相談体制の充実

困ったときに気軽に相談できる場所の確保や、専門的な機関への相談機会の提供など、障がいのある人の視点に立った情報提供や、身近な地域においての相談・支援ができるよう、相談体制の充実を図っていきます。

②コミュニケーション手段の確保

意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通が円滑にできるよう、手話通訳者派遣等の必要な支援の調整を行うほか、聴覚に障がい等のある乳幼児とその家族が、身近な地域において適切な相談や療育などの支援を受けることができるよう、職員の専門的な知識の習得などをはじめとした、コミュニケーション手段の確保にかかる人材育成に努めます。

(7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

災害が発生したとき、発生する危険が迫っているときなどの緊急時には、障がいのある人の多くが様々な不安を抱えます。防災対策においては、特に、災害情報等の伝達が最も重要であり、かつ、優先されるべき事項であり、刻々と変化する事象や予想される情報について、正確に迅速に伝わる必要があります。

このため、平常時において、障がいのある人の世帯状況や住まいなどの様々な環

境について十分に把握しておくことが重要であり、発災時にすぐに対応できるよう、避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、地域や関係機関等と情報を共有し、障がいのある人に過度の不安を抱かせず孤立させないよう配慮し、支援体制の充実に努めていきます。

(8) 権利擁護・理解の促進

障がいがあっても安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する制度の周知・利用の支援、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がいのある人もない人も、すべての人が心豊かで幸せな生活を送ることを目指した、福祉教育の充実に努めます。

① 人権・権利擁護の推進

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図るほか、金銭管理が難しい障がいのある人に、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）等の制度の周知や利用の支援を行います。

また、乳幼児期からの訪問による虐待の未然防止と早期発見体制の強化を図り、ケース検討会議の実施や各関係機関との連携協力体制の整備を図り、虐待防止の取り組みを進めます。

② 福祉教育の充実

障がいに対する正しい理解と認識を深められるよう、生涯学習等の幅広い場での学習や、学校での地域で生活している人たちを知る活動などを通じて、障がいの有無や年齢などに関係なく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合って、一人ひとりが生きる喜びを感じながら安心して暮らせる社会づくりを進めます。

第4 障がい福祉サービス等の数値目標

本計画において、必要なサービスの量を見込むにあたっては、障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、令和5年度を目標年度として「障がい福祉サービス等」と「地域生活支援事業」のそれぞれのサービスごとに目標値を設定します。

※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等への移行者数を見込み、そのうえで令和5年度末における地域生活への移行者の数値目標を設定します。ただし、施設入所の支援を受けなければ生活できない利用者もいることから、実情に沿ったサービスが継続できるよう、目標を設定します。

・施設入所者の地域生活への移行者数

項目	数値	考え方
施設入所者数	13人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	0人	令和元年度末の施設入所者数のうち、グループホームや自宅へ移行する者の数
令和5年度末までの減少見込み数 ^{※2}	0人	令和元年度末の施設入所者数からの減少見込み数

※1 指針では令和元年度末の施設入所者の6%以上の移行が基本

※2 指針では令和元年度末の施設入所者から1.6%以上の減少が基本

※ 利用者の高齢化・重症化を背景とした目標設定

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、障がい保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされ、北網圏域では、北海道が実施する精神障がい者地域生活支援事業として設置される北網圏域地域生活移行支援協議会において協議を行っており、本町も協議会の構成員として参画しています。また、小清水町地域自立支援協議会に協議の場を設置します。

・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	考え方
協議の場の設置	圏域：1か所 町：1か所	保健・福祉関係者、医療関係者は精神科医療に携わる関係者等

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、親元からの自立や地域移行等の相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応等、地域での生活を支える体制について、斜網地域（1市4町）での面的な整備を図り、地域での生活を広域で支える拠点を整備します。

・地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1市4町による広域整備 (網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町)

- ※ 指針では令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の設置
- ※ 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが基本

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度末までに一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数	0人	令和元年度中に一般就労した者の数
一般就労移行者数	5人	令和5年度末までに一般就労する者の数

- ※ 指針では令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上が基本

(5) 各事業からの一般就労移行者数

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における令和5年度末までに一般就労へ移行する者について、数値目標を設定します。

・各事業の一般就労移行者数

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所	0人	令和元年度末の利用者数
就労移行支援事業所	3人	令和5年度末までの利用者数

- ※ 指針では令和元年度実績の1.30倍が基本

項 目	数 値	考 え 方
就労継続支援 A 型事業	0 人	令和元年度末の利用者数
就労継続支援 A 型事業	1 人	令和 5 年度末までの利用者数

※ 指針では令和元年度実績の 1. 2 6 倍が基本

項 目	数 値	考 え 方
就労継続支援 B 型事業	0 人	令和元年度末の利用者数
就労継続支援 B 型事業	1 人	令和 5 年度末までの利用者数

※ 指針では令和元年度実績の 1. 2 3 倍が基本

(6) 障がい者就労支援事業所等の整備

障がいのある人が町内で安心して暮らせるように、就労の受け皿と体制の構築に向け、関係機関等との連携により、障がい者就労支援事業所等の整備を図ります。

・障がい者就労支援事業所の整備

項 目	設置の有無	考 え 方
就労支援事業所エゾモモンガ(地域活動支援センター)	令和元年度	小清水町社会福祉協議会を主体として、事業所を整備
就労継続支援 B 型事業	令和 3 年度	小清水町社会福祉協議会を主体として、事業所を整備

(7) 相談支援体制の充実と強化等

基幹相談支援センターを広域(斜網地域: 1 市 4 町)で設置し、障がいの種別に応じた総合的・専門的な相談支援を行い、対応が困難と判断されるケースにおいては、より専門的な相談支援を行います。また、地域の相談支援事業者に対する専門的指導や助言のほか、地域内の関係機関との連携強化を図り、虐待防止・権利擁護に関わる対応など、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を整備します。

・基幹相談支援センターの設置

項 目	数 値	考 え 方
基幹相談支援センターの設置	1 か所	1 市 4 町による広域設置 (網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町)

(8) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター（以下「センター」という。）を中心とした地域支援体制の構築や、医療的ニーズへの対応、医療的ケア児支援のための保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、検討を進めます。

・センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項 目	設置等の有無	考 え 方
センターの設置	—	センター及び付随する保育所等訪問支援体制の検討を進めつつ、現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用
保育所等訪問支援の充実	—	

※ 指針では令和5年度末までに少なくとも1か所以上のセンター設置及び体制の構築が基本であるが、市町村単独設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（以下「重症支援事業所」という。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「放課後デイ事業所」という。）の確保

項 目	設置等の有無	考 え 方
重症支援事業所の確保	—	現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用しつつ、重症支援事業所及び放課後デイ事業所の確保について検討
放課後デイ事業所の確保 （令和5年度末）	1か所	

※ 指針では令和5年度末までに少なくとも1か所以上確保することが基本であるが、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	設置等の有無	考 え 方
協議の場の設置 コーディネーターの配置	—	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の連携促進を図ります。各都道府県・各圏域・各市町村それぞれの設置が基本ですが、北海道が関与した場合、各市町村単独ではなく圏域による設置が可能となるため、道の動向を注視

※ 医療的ケアとは、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（痰の吸引や経管栄養の注入など）のことで、医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことをいいます。

※ 指針では令和5年度末までの設置が基本

第5 障がい福祉サービス等の必要な見込み量

現在の利用者数等を基本として、今後3ヶ年間に必要な見込み量を設定します。

※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在の利用者数を基礎として、在宅障がい者のニーズや今後の利用者数の見込み数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の居宅介護サービス利用量

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1		R3	R4	
居宅介護	利用時間数 (時間/月)	9	10	8	15	15	15
	利用者数 (人)	2	2	1	2	2	2

②日中活動系サービス

サービスの種類	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

現在の生活介護利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の生活介護利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1		R3	R4	
生活介護	利用日数 (人日/月)	408	390	390	418	418	418
	利用者数 (人)	19	20	19	18	18	18

※ 一人当たり平均約23～24日/月の利用を見込む

サービスの種類	サービス内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者又は難病者等対象者に対し、一定期間、必要な訓練を行います。

現在の自立訓練（機能訓練）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の自立訓練（機能訓練）利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0

サービスの種類	サービス内容
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、一定期間、必要な訓練を行います。

現在の自立訓練（生活訓練）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の自立訓練（生活訓練）利用者数

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0

サービスの種類	サービス内容
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

現在の就労移行支援利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労移行支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	3	3 4	3 4	2 3	2 3	4 6
	利用者数 (人)	4	4	3	1	1	2

※ 一人当たり平均20日/月の利用を見込む

サービスの種類	サービス内容
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所で雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者に対し、必要な支援を行います。

現在の就労継続支援（A型）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労継続支援（A型）利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日/月)	2	1 7	1 5	2 3	2 3	2 3
	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1

※ 一人当たり平均20日/月の利用を見込む

サービスの種類	サービス内容
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会の提供、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な支援等を行います。

現在の就労継続支援（B型）利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労継続支援（B型）利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日/月)	1 2 5	1 3 6	1 3 9	2 3 0	3 2 2	3 2 2
	利用者数 (人)	7	7	7	1 0	1 4	1 4

※ 一人当たり約23日/月の利用を見込む

サービスの種類	サービス内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般にした方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅などへの訪問などによって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

現在の就労定着支援利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を勘案して目標値を定めます。

・月間の就労定着支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労定着支援	利用者数 (人)	2	2	2	2	2	0

サービスの種類	サービス内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

現在の療養介護利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の療養介護利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
療養介護	利用者数 (人)	2	2	2	2	2	2

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む

③居住系サービス

サービスの種類	サービス内容
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

直近の短期入所利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の短期入所利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日/月)	3	0	0	0	0	0
	利用者数 (人)	2	0	0	0	0	0

サービスの種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。 ※ 共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年4月よりグループホームに一元化されました。

現在の共同生活援助利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数を勘案して目標値を定めます。

・月間の共同生活援助利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	15	16	15	15	18	19

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む

サービスの種類	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

令和2年3月時点の施設入所者数を基礎として、入所施設から地域生活への移行目標者数を控除し、共同生活介護等での対応が困難で、真に施設支援が必要と判断される者の数を基礎として目標値を定めます。

・月間の施設入所支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設入所支援	利用者数 (人)	13	13	13	13	13	13

※ 一人当たり31日/月の利用を見込む

④相談支援

サービスの種類	サービス内容
計画相談支援	すべての障がい福祉及び地域相談支援の利用者に、サービス利用計画の作成を行います。

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として3年間で計画的にすべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となる者として目標値を定めます。

・年間の計画相談支援者数（サービス利用計画作成者数）（単位：人）

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	(者)	34	33	29	36	39	40
	(児童)	9	10	6	5	5	5

サービスの種類	サービス内容
地域定着支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域の生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

グループホームや一般就労、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）などと連携し、希望に沿った地域生活ができるよう、サービス利用の目標値を定めます。

・年間の地域定着支援者数（単位：人）

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域定着支援	利用者数 (人)	0	1	1	1	1	1

⑤児童系サービス

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	通所により利用する身近な療育の場として、未就学の障がい児に対して日常生活における基礎的な動作や集団生活への適応訓練等を行います。

現在の児童発達支援利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれるものを加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の児童発達支援利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	23	18	17	23	23	23
	利用者数 (人)	9	10	7	5	5	5

サービスの種類	サービス内容
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

現在の放課後等デイサービスの利用者数を基礎として、新たに対象者として見込まれる者を加えた数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の放課後等デイサービス利用者数

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
放課後等デイサービス	利用日数 (日/月)	0	0	0	0	0	260
	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	10

(2) 地域生活支援事業

町が事業主体となって実施する地域生活支援事業は、単独あるいは障がい福祉サービスと組み合わせて、障がいのある人の自立した地域生活を支援します。

地域生活支援事業は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、日常生活または社会生活を営むために必要と認められる事業を、市町村の実情にあわせて実施する任意事業があります。

利用者がサービスの選択を可能にするため、地域の社会資源の有効活用と社会資源の整備を推進し、今後のサービス利用見込み量の確保に努めます。

①必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る際に生じる「社会的障壁」を除くため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行い、地域住民への働きかけを強化します。

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等によるボランティア活動などの地域における自発的な取り組みを支援します。

ウ 相談支援事業

小清水町地域包括支援センターを総合的な相談窓口として、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの利用支援などを行います。

また、相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、基幹相談支援センターを広域で設置し、困難事例や虐待相談など、幅広い専門的な相談等に対応する専門職を配置することによって、相談支援機能の強化を図ります。

・相談支援事業

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	有	有	有

エ コミュニケーション支援事業

手話通訳者等の登録の体制を整備し、意思の疎通が困難である人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者等の派遣事業を行います。

現在の利用実績を基礎として、コミュニケーション支援事業の利用者数の目標値を定めます。

・月間の派遣者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
コミュニケーション支援事業	0	0	0	0	0	0

オ 日常生活用具給付事業

重度障がい者等の日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の購入に対しての助成を行います。

現在の利用実績を基礎として、給付件数の目標値を定めます。

・年間の日常生活用具給付件数 (単位：件)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
日常生活用具給付事業	1 6 0	1 6 1	1 6 2	1 6 4	1 6 4	1 6 4

※ 交付券の枚数を件数とする (ストマ用具は1枚=2件で算出)

カ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人が、地域における自立生活・社会生活を送るために必要な事業として、現在の利用実績を基礎として利用者数等の目標値を定めます。

・年間の移動支援事業実利用者数及び延べ利用時間 (単位：人・時間)

区 分		実績		見込	計画値		目標値
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
移動支援事業	利用者数	8	1 0	9	5	5	5
	利用時間	2 2 0	4 7 3	4 6 5	4 9 8	4 9 8	4 9 8

キ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供するために必要な事業として、現在の利用実績を基礎として利用者数の目標値を定めます。

・月間の地域活動支援センター事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域活動支援センター事業 (小清水町)	—	—	10	10	10	10
地域活動支援センター事業 (他市町村所在分)	2	2	0	2	2	2

ク 成年後見制度利用支援事業

費用負担が困難な重度の知的障がい者または精神障がい者が、成年後見制度を利用するために必要な事業として、利用者数の目標値を定めます。

・年間の成年後見制度利用支援事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	0	0	0

ケ 成年後見制度法人後見支援事業

障がいある人の権利擁護を図るために、法人後見事業を実施している団体の活動を支援します。

コ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

※ 町単独開催が困難な場合は、近隣市町村との共同実施を検討します。

②任意事業

ア 更生訓練費給付事業

更生訓練を必要とする障がいのある人に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。

・月間の更生訓練給付事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
更生訓練費給付事業	0	0	0	0	0	0

イ 社会参加促進事業

◎ 身体障がい者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がいのある人の自立と社会活動への参加を促進するため、自ら所有する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

・自動車改造助成事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
身体障がい者用自動車改造費助成事業	0	0	0	0	0	0

◎ 通所交通費助成事業

通所サービス事業所等に通所するための交通費を助成し、障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

・月間の通所交通費助成事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
通所交通費助成事業	17	17	12	17	17	15

ウ 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かり、日中における活動の場の確保と家族等の就労支援及び日常的に介護している家族等の一時的な休息を提供します。

・日中一時支援事業利用者数 (単位：人)

区 分	実績		見込	計画値		目標値
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
日中一時支援事業	2	1	0	2	2	2

資 料

○障がい福祉サービスの種類

根拠法	障がい福祉サービスの種類		障害支援区分により利用できるサービス	障害支援区分有効期間		支給決定期間		
				最短	最長	最短	最長	
総合支援法	介護給付	訪問系・その他	居宅介護	区分1以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	1年
			重度訪問介護	区分4以上				
			行動援護	区分3以上				
			短期入所	区分1以上				
			重度障害者等包括支援	区分6以上				
	日中活動系	療養介護	区分5以上	3ヶ月	3年	1ヶ月	3年	
			生活介護					区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
	居住系	施設入所支援	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)	3ヶ月	3年	1ヶ月	3年	
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）		非該当	非該当	非該当	1ヶ月	3年
		就労継続支援A・B					1ヶ月	1年
		自立訓練	機能訓練				1ヶ月	1年
			生活訓練					
		就労移行支援					—	2年
就労定着支援								
地域支援給付相談	地域定着支援		非該当	非該当	非該当	—	1年	
児童福祉法	児童発達支援		非該当	非該当	非該当	1ヶ月	1年	
	放課後等デイサービス							

○地域生活支援事業で行うサービスの種類

サービスの種類		支給決定期間	障害支援区分有効期間
地域生活支援事業	相談支援事業		
	移動支援事業	1年	非該当
	地域活動支援センター事業		
	更生訓練費給付事業		
	日中一時支援事業		
	通所交通費助成事業		
	コミュニケーション支援事業	随時	
	日常生活用具給付事業		
	自動車改造費助成事業		

小清水町が実施する障がい者福祉施策

事業名	事業の概要	摘要
重度心身障がい者医療費給付事業	医療機関を受診した場合に医療費の一部負担金を助成します。ただし、課税世帯については1割が自己負担となります。 対象……1～2級又は3級（内部障がい）に該当する障がい者	(医療保険係)
特定疾患患者等通院交通費支給事業	特定疾患・腎臓機能障がい・精神疾患などの障がい者が町外へ通院するための交通費を助成します。	(福祉係)
通所交通費助成事業	地域活動支援センター等に通所するために要する交通費を助成します。	(福祉係)
高齢者等タクシー利用料給付事業	町内の移動にタクシーを利用した場合、300円を超えた利用料金を助成する。 対象……重度障がい者(児) ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A判定 ・精神手帳1級	(福祉係)
町外外出支援サービス事業	町内病院で診療していない科目に受診が必要な方が、町外病院に受診する際にタクシー利用券を交付します。(年12往復まで) 対象：65歳以上の高齢者及び障がい者(身体1・2級、精神)	(介護保険係)
住宅整備資金助成事業	障がい者が自宅で快適な生活が送れるよう、所得に応じて住宅整備資金の助成を行います。 対象……1～4級に該当する視覚障がい者及び肢体不自由者	介護保険サービスなど、他の事業が優先されます。 (介護保険係)
緊急通報システム事業	1～2級に該当する重度の身体障がい者の急病、事故等緊急事態に迅速に救援活動できるよう、通報システムを無料で貸与します。	(介護保険係)
生きがい活動等支援事業	65歳未満で身体・精神に障がいがある方のデイサービスの利用を支援し、入浴や運動、交流の機会を提供します。	(介護保険係)
乳幼児療育相談	2～3歳児健康診査等の乳幼児の健康相談等において、発達支援センター(斜里地域子ども通園センター)専門員による療育相談を実施します。	(健康推進係)
精神障がい者社会復帰学級	回復途上にある精神障がい者の社会復帰に関する指導を、年度毎に事業計画・プログラムを作成し実施します。 年間実施回数……7回程度	(健康推進係)
温泉入湯料給付事業	1～2級に該当する重度の障がい者(児)の健康増進のため、入湯招待券・割引券を交付します。 重度障がい者……無料招待券年間12枚と年間半額の割引券を交付 重度障がい児……無料招待券年間48枚を交付	(福祉係)

令和3年3月現在

小清水町社会福祉協議会が実施する障がい者福祉施策

事業名	事業の概要	摘要
配食サービス	食事の支度が困難となった心身障がい者の自宅にお弁当を届け、配達時に安否確認を行います。 1食あたり・・・332円もしくは339円助成	平成26年10月～ 週2回配食 (平成21年4月1日～)
軽度生活援助サービス	ホームヘルパーによる、日常的で簡易な援助（買物移送・温泉移送・通院移送等）が受けられます。 利用料・・・30分未満200円（30分増すごとに100円追加）	介護保険法に定める要介護等認定者を除く。 (平成21年4月1日～)
生きがいデイサービス	日常生活を営む上で支障がある障がいのある方に対し、デイサービスセンターにて、入浴、昼食、機能訓練、排せつなどに係る支援が受けられます。 利用料・・・1日1,350円（昼食代550円を含む）	介護保険法に定める要介護等認定者を除く。 (平成25年4月1日～)
寝具乾燥サービス	虚弱、心身の障がいにより臥床している障がい者の寝具の衛生管理のため、春・秋2回乾燥消毒サービスを行います。	 (平成21年4月1日～)
除雪サービス	冬期間除雪が困難な場合、避難路確保の除雪を自治会の協力を得て実施します。	 (平成21年4月1日～)
住宅窓のビニール張り	厳冬期の防寒対策として、秋に住宅の窓にビニールを張り、春にはビニールをはがすサービスを実施します。	 (平成21年4月1日～)
介護用品の貸出	福祉ベット・車椅子などの介護用品をお貸しします。	介護保険法・総合支援法が利用できない方
日常生活用具の給付	歩行が困難な方に1本杖（滑り止めスパイク含め）を支給します。	 (平成15年4月1日～)
生活福祉資金の貸付	疾病・その他生活が困窮している世帯に、応急的な資金を無利子で貸付します。	 (昭和61年4月1日～)
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常的な生活費の管理などについて、生活支援員が援助します。	 (平成25年4月1日～)
法人後見事業	成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。	 (平成25年4月1日～)
心配ごと相談所の開設	年1回、弁護士による無料法律相談会を実施します。	 (平成3年4月1日～)
地域活動支援センターの利用	自立した生活を地域社会において営む事ができる様、生産活動その他の活動の機会や余暇支援等の実施を通じて、社会との交流の機会を促し、要望に沿った活動を提供します。	 (令和2年4月1日～)

令和3年3月現在

小清水町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、小清水町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談支援事業の運営、評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の情報交換、連携及び協力等に関すること。
- (4) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定・評価に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) その他、障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる者をもって構成するほか、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定等のため必要とする関係者を加えることができる。

- (1) 指定障がい福祉サービス事業者
 - (2) 指定相談支援事業者
 - (3) 障害者相談員
 - (4) 小清水町副町長
 - (5) 小清水町保健福祉課
 - (6) その他町長が認める者
- 2 協議会に会長を置き、会長は副町長をもって充てる。
 - 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に、実務者会議及びケース検討会議を置く。

- 2 実務者会議は、前条第1項に掲げる機関で構成し、会長が必要に応じて招集して第2条に掲げる業務に関する調査審議を行う。
- 3 ケース検討会議は、個別の相談支援に関する実務を担当する者を、会長が必要に応じて招集し、第2条に係る内容について協議する。
- 4 ケース検討会議は、特に必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、小清水町保健福祉課に置く。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員は正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会において協議し定める。

小清水町地域自立支援協議会委員名簿

No.	団 体 名	氏 名	備 考
1	小清水町社会福祉協議会 会長	由井 崇	関係団体
2	こしみず親の会 とともに歩む会 会長	井上 美穂	関係団体
3	小清水町自治会連合会 事務局長	澁川 隆	学識経験者
4	小清水町民生児童委員協議会 身障・知障部会 部会長	今井 仲子	学識経験者
5	人権擁護委員	小倉千賀子	学識経験者
6	小清水小学校教頭	時田 雅子	学識経験者
7	障がい者相談員（知的）	森 浩	学識経験者
8	障がい者相談員（身体）	井上 美穂	学識経験者
9	小清水町社会福祉協議会	佐藤 薫	関係団体 (サービス提供事業所)
10	小清水町社会福祉協議会	道端 一沙	関係団体 (サービス提供事業所)
11	小清水町副町長	鈴木 祐之	
12	小清水町保健福祉課長	斉藤 高広	